

令和4年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

議案書

(令和4年2月18日提出分)

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 頁 |
|---------|---|-----|
| 議案第 1 号 | 衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 議案第 2 号 | 衣浦東部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3 |
| 議案第 3 号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について | 5 |
| 議案第 4 号 | 令和 3 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 令和 4 年度衣浦東部広域連合一般会計予算について | 別冊 |
| 報告第 1 号 | 専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解） | 7 |
| 報告第 2 号 | 専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解） | 9 |
| 報告第 3 号 | 専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解） | 1 1 |

議案第 1 号

衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

衣浦東部広域連合長 神 谷 学

衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合個人情報保護条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 5 号中「行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報」を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 条で定める記述等が含まれる個人情報」に改める。

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 1 1 項に規定する調査票情報をいう。第 3 号において同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第 2 条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
- (3) 統計法第 2 4 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第 2 9 条第 1 項の規定により他の行政機関（同法第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。）から提供を受けた行政記録情報（同条第 1 0 項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

議案第 2 号

衣浦東部広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

衣浦東部広域連合長 神 谷 学

衣浦東部広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の服務の宣誓に関する条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「宣誓書に、」を「宣誓書を、」に、「に署名し」を「を任命権者に提出し」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

一提案理由一

この案を提出したのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

議案第 3 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和 33 年愛知県市町村職員退職手当組合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

別表第 2 の 1 区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

別紙

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 金128,700円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和3年7月23日（金）午前5時32分

(2) 発生場所

安城市安城町社口堂地内路上

(3) 経過

上記地内において救急車が現場到着時に左後輪を側溝に脱輪させブロック塀を破損させたもの

3 相手側の損害の程度

ブロック塀の亀裂

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和3年9月1日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

別紙

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 金57,200円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和3年10月3日(日)午後0時17分

(2) 発生場所

刈谷市高須町濫地内

(3) 経過

上記地内において救急支援出動中、施設入口ゲートバーを通過しようと先行救急車に追従した消防車を自動で下がるゲートバーに接触させ破損させたもの

3 相手側の損害の程度

破損したゲートバーの取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和3年10月29日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

別紙

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 金72,600円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和3年11月29日(月) 午前7時15分

(2) 発生場所

高浜市二池町三丁目地内

(3) 経過

上記地内の狭隘な道路を警戒出動にて緊急走行中、交差点を通過しかけたところ、消防車両の収納箱部分をカーブミラーに接触させ破損させたもの

3 相手側の損害の程度

破損したカーブミラーの取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和3年12月15日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学

